

知立市次世代自動車購入等費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における次世代自動車の普及を通じてゼロカーボンシティの実現及び地球温暖化防止の推進を図るため、予算の範囲内において交付する知立市次世代自動車購入等費用補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両をいう。
- (2) 電気自動車等充給電システム（以下「V2H」という。） 別表第2に掲げる装置をいう。
- (3) 新車登録 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第8条の規定による新規の登録がされ、又は法第60条の規定により保安基準に適合すると認められることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次世代自動車の新車を自ら使用する目的で購入又はリース（サブスクリプションを含む。）契約（以下「購入等」という。）をしていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に新車登録していること。
- (4) 当該次世代自動車を新車登録された日から継続して1年以上使用すること。
- (5) 次世代自動車の法第58条第1項に規定する自動車検査証に使用者として記載されている者であり、かつ、当該使用者の住所が知立市内であること。
- (6) 新車登録された日から引き続き市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により知立市の住民基本台帳に記載されていること。
- (7) 自ら居住する市内の住宅にV2Hを設置していること。

2 前項の規定にかかわらず、知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助金の交付対象者としなない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、購入等をする次世代自動車の車両本体価格（税抜）とする。ただし、車両本体価格の値引きがあったときは、当該値引き後の金額とする。

2 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 補助金の交付は、1申請者につき同一年度の間において1台までとする。

（他の補助金との関係）

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに知立市次世代自動車購入等費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、3月31日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日とする。

(1) 次世代自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し

(2) 販売店が発行した領収書その他の次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し又はリース契約書の写し

(3) 申請日前1か月以内に発行された住民票の写し

(4) 申請日前1か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類

(5) V2Hの設置箇所図及び写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲内を越えるときは受付を停止することができる。この場合において、受付の停止以後においても、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。

3 前項の規定により補助金の交付の受付を停止した場合において、次条第2項に規定する補助金不交付の決定又は第9条に規定する交付申請の取下げがあった場合は、その都度、交付申請額が予算の範囲を超えない者から、補欠受付の先着順に交付申請書を受け付けるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、次世代自動車購入等費用補助金交付決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知立市次世代自動車購入等費用補助金不交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、知立市次世代自動車購入等費用補助金交付請求書(様式第4)を市長に提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに知立市次世代自動車購入等費用補助金交付申請取下届出書(様式第5)により市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助対象自動車を新車登録された日から1年を経過するまでの間(以下「処分制限期間」という。)に売却し、譲渡し、交換し、貸付をし、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の交付決定者の責めに帰すことのできない事由のある時は、この限りでない。

2 交付決定者は、処分制限期間に補助対象自動車が第3条第4号から第7号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市次世代自動車購入等費用補助金取消通知書(様式第6)により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

(調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	定 義
燃料電池自動車（以下「FCV」という。）	電気を動力源とする4輪以上の自動車であって、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作るもの。
電気自動車（以下「EV」という。）	電気を動力源とする4輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）で、内燃機関を併用するものを除いたもの。
プラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）	エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）であって、外部からの充電が可能なもの。

別表第2（第2条関係）

区 分	定 義
電気自動車等充給電システム（V2H）	次世代自動車から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅へ電力供給すること及びPHV又はEVに充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものであり、かつ、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものをいう。

別表第3（第4条関係）

区 分	補助金の額
F C V	1 台につき 2 0 万円
E V 又は P H V	1 台につき 5 万円